

航空写真による土砂崩落斜面周辺の地形変遷状況

緑恵台造成 (S63) 直後



写真1

1990年 (H2年) 航空写真 (国土地理院)

※別紙 地形図と比較



写真2

1997年 (H9年) 航空写真 (国土地理院)



写真3

1998年 (H10年) 航空写真 (浜松市)



写真4

2001年 (H13年) 航空写真 (国土地理院)

構造物又は形状変化、一部樹木伐採



写真5

2004年 (H16年) 航空写真 (国土地理院)

進入路形成、斜面に裸地



写真6

2009年 (H21年) 航空写真 (国土地理院)



写真7

2013年 (H25年) 航空写真 (浜松市)

進入路延長、斜面の樹木減少、形状変更



写真8

2015年 (H27年) 航空写真 (国土地理院)

斜面への土砂流出



写真9

2016年 (H28年) 航空写真 (浜松市)

進入路幅広、斜面の裸地増加、倒木



写真10

2019年 (R1年) 航空写真 (浜松市)



写真11

2022年 (R4年) 航空写真 (google)

画像 ©2022 Maxar Technologies, 地図データ ©2022



写真12

【発災】  
2022年 (R4年) トロロン (浜松市)

土砂崩落斜面周辺の造成直後の航空写真と地形図の比較



1990年（H2年）航空写真（国土地理院）



1991年（H3年9月）地形図（道路台帳）

1998年（H10年） → 2001年（H13年）



1998年（H10年）航空写真（浜松市）



2001年（H13年）航空写真（国土地理院）

1998年時点では、緑恵台の造成当時と同等の地形で大きな形状の変化は見受けられないが、2001年時点では市道天竜緑恵台4号線付近で樹木を伐採した様子が見受けられる。

また、斜面地頭部に何等かの構造物が設置され形状の変更が見受けられる。よって、2001年頃から斜面地頭部の形状変更があったものと推察される。

2001年（H13年） → 2004年（H16年）



2001年（H13年）航空写真（国土地理院）



2004年（H16年）航空写真（国土地理院）

2001年と比較し、2004年時点では進入路が形成され斜面地に裸地が見受けられることから、この頃には土砂の搬入が行われていたと推察される。

また、所有者 [REDACTED] の証言による「平成15年頃から埋め立てを頼んでいる」時期とも重なる。

2004年（H16年） → 2009年（H21年）



2004年（H16年）航空写真（国土地理院）



2009年（H21年）航空写真（国土地理院）

2004年と比較し、2009年時点では斜面地の緑化が進行した。

2009年（H21年） → 2013年（H25年）



2009年（H21年）航空写真（国土地理院）



2013年（H25年）航空写真（浜松市）

2009年と比較し、2013年時点では進入路が延長され、斜面地の明らかな形状の変更が見受けられ、特に斜面西側の変化が顕著である。また、斜面地の南側に隣接土地所有者による森林法の届出に基づいた伐採に伴う作業道が形成されている。

2013年（H25年） → 2015年（H27年）



2013年（H25年）航空写真（浜松市）



2015年（H27年）航空写真（国土地理院）

2013年と比較し、2015年時点では土砂が斜面地に流失しているのが見受けられる。

2015年（H27年） → 2016年（H28年）



2015年（H27年）航空写真（国土地理院）



2016年（H28年）航空写真（浜松市）

2015年と比較し、2016年時点では進入路幅が拡幅されており、斜面の裸地が増加し斜面下端付近には倒木も見受けられる。また、斜面上端から下端方向に土砂が流出している様子もあり、大きな形状変更が見受けられる。



2016年（H28年） → 2019年（R1年）



2016年（H28年）航空写真（浜松市）



2019年（R1年）航空写真（浜松市）

2016年と比較し、2019年時点では大きな変状は見受けられないが緑化が進行した。

取扱注意

## 行政対応の事実確認資料（要約）

## 1. 通報・相談・情報提供の件数（2014 年（H26）から 2022 年（R4）まで）：合計 6 件

市民等からの通報、相談件数：4 件

- ① 建築廃材等の搬入：通報 1 件
- ② 土砂の隣地越境：通報 2 件
- ③ 土砂搬入箇所の安全性：相談 1 件

職員による情報提供：2 件（うち、1 件は職員からの情報提供と推測されるもの）

- [1] 不法投棄に係る情報提供 1 件
- [2] 土砂の搬入に係る情報提供 1 件（職員からの情報提供と推測）

## 2. 市の対応経緯（時系列）

## [1] 不法投棄に係る情報

年月日：2014 年（H26）10 月 30 日（電話）

情報提供者：天竜農林事務所

内容：コンクリートガラや木の根が投棄されていることについて

窓口：産業廃棄物対策課【所管法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律】…資料 11 A-1

対応状況：産廃業者へ産廃撤去の指導

## ① 建築廃材等の搬入（[1] 不法投棄に係る情報の続報）

年月日：2014 年（H26）11 月 4 日（通報者が来庁）

通報者：

内容：建築廃材及び土砂の搬入について

窓口：天竜区まちづくり推進課【所管法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

…資料 11 B-1

対応状況：関係課へ連絡

産業廃棄物対策課【所管法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律】…資料 11 A-2

- ・10 月 30 日に情報を把握しており、すでに調査及び指導を開始
- ・12 月 26 日で産廃処理完了

天竜区まちづくり推進課【所管法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

…資料 11 B-1、B-2、B-3

天竜土木整備事務所【所管法令：静岡県土採取等規制条例】…資料 11 C-1

- ・天竜区まちづくり推進課及び天竜土木整備事務所職員が現地確認及び指導

北部都市整備事務所【所管法令：静岡県建築条例】…資料 11 D-1

- ・天竜区まちづくり推進課から電話相談

[2] 土砂の搬入に係る情報

年月日：2015年（H27）3月9日

内容：「残土捨場」と表記された看板について

対応：産業廃棄物対策課【所管法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律】…資料 11 A-3

対応状況：職員がパトロール中に当該地にて「残土捨場」と表記された看板を発見

[2] 土砂の搬入に係る情報（続報）

年月日：2015年（H27）3月18日

情報提供者：不明（ただし、事実確認を行ううえで産業廃棄物対策課職員から天竜土木整備事務所への情報提供と推測される）

内容：引き続き土砂が搬入されていることについて

窓口：天竜土木整備事務所【所管法令：静岡県土採取等規制条例】…資料 11 C-1

対応状況：天竜土木整備事務所職員（2名）が現地確認（2回目）

② 土砂の隣地越境（1件目の通報）

年月日：2017年（H29）11月15日（通報者から電話）

通報者：[REDACTED]

内容：隣地から土砂が越境していることについて

窓口：北部都市整備事務所

【所管法令：浜松市建築協定条例、建築基準法】…資料 11 D-2

対応状況：現地確認（H29. 11. 21）

通報者へ電話回答（H29. 11. 28）

② 土砂の隣地越境（2件目の通報）

年月日：2018年（H30）年2月9日（通報者から電話）

通報者：[REDACTED]

内容：隣地から土砂が越境していること及びガラの混入について

窓口：北部都市整備事務所

【所管法令：浜松市建築協定条例、建築基準法】…資料 11 D-2

対応状況：関係課（市民生活課「くらしのセンター」、産業廃棄物対策課）を案内

③ 土砂搬入箇所の安全性

年月日：2021年（R3）12月23または24日（相談者が来庁）

相談者：[REDACTED] 緑恵台自治会長

内容：土砂搬入箇所の安全確認について

窓口：天竜土木整備事務所【所管法令：静岡県土採取等規制条例】…資料11 C-1

対応状況：相談者へ規制の考え方について口頭説明

③の続報（盛り土箇所の土地所有者の親族から相談）

年月日：2022年（R4）年1月21日（相談者から電話）

相談者：[REDACTED]

相談内容：搬入された土砂の対応の件について

相談窓口：天竜土木整備事務所【所管法令：静岡県土採取等規制条例】…資料11 C-1

対応状況：相談者へ県土採取等規制条例の制度について説明及び指導

天竜区緑恵台・行政対応の経緯

上段:相談、通報、情報提供者/下段:対応者(市) ※役職等は当時のもの

年月日	産業廃棄物対策課(A)	天竜区まちづくり推進課(B)	天竜土木整備事務所(C)	北部都市整備事務所(D)	備考
H26.10.30 [1]不法投棄に係る情報	<p>【情報提供者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11:00 天竜農林事務所 [REDACTED]</li> </ul> <p>【相談、通報内容】</p> <p>コンクリートガラや木の根が投棄されているとの連絡あり(電話)・・・資料11 A-1</p>				天竜農林事務所職員が猿の被害確認調査で不法投棄らしきものを発見
	<p>【対応者】</p> <p>[REDACTED]</p> <p>【対応内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜警察署に情報共有し、当日中に合同で現場を確認することとした</li> <li>[REDACTED]まで共有)・・・資料11 A-1</li> </ul>				
H26.10.30 [1]不法投棄に係る情報	<p>【対応者】</p> <p>[REDACTED]</p> <p>【対応内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午後に天竜警察署の [REDACTED] 外1名とともに現場確認</li> </ul> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートガラ、瓦、木の根を確認</li> <li>・現場のバックホーで土砂搬入業者を確認</li> <li>・土砂搬入のダンプが到着したため、運転手から聞き取りを実施</li> <li>・上記、聞き取り中に土地所有者 [REDACTED] が臨場、土地所有者に口頭指導</li> <li>・帰庁後、 [REDACTED] がダンプに記載されている業者 [REDACTED] に電話連絡、搬入車両所有者であることを確認</li> <li>[REDACTED]まで共有)・・・資料11 A-1</li> </ul>				

年月日	産業廃棄物対策課(A)	天竜区まちづくり推進課(B)	天竜土木整備事務所(C)	北部都市整備事務所(D)	備考		
H26.11.4 ① 建築廃材等の搬入 ([1]不法投棄に係る情報の続報)		<p>【通報者】 [REDACTED]</p> <p>【相談内容】 ・建築廃材等の不法投棄について問い合わせを受ける(来庁、対面にて対応) ・・・資料11 B-1</p>					
	2	<p>【対応者】 [REDACTED]</p> <p>【対応内容】 ・天竜区まちづくり推進課 [REDACTED] から電話で問い合わせを受ける</p> <p>【対応状況】 ・当該地への産業廃棄物の持込みについて10月30日から調査及び指導を開始していることを回答 ( [REDACTED] まで共有・文書無し)</p>	1	<p>【対応者】 [REDACTED]</p> <p>【対応内容】 ・北部都市整備事務所 [REDACTED] と産業廃棄物対策課 [REDACTED] へ問い合わせ内容を電話で相談</p> <p>【対応状況】 ・産業廃棄物対策課では状況を把握し対応中であった ・北部都市整備事務所から天竜土木整備事務所へ連絡するよう指示があったため、天竜土木整備事務所 [REDACTED] に連絡し対応を依頼した ・何か動きがあれば相談者に連絡することとした ・課長まで課内報告 ・・・資料11 B-1</p>	3	<p>【対応者】 [REDACTED] 職員から聞き取り</p> <p>【対応内容】 ・県土採取条例の制限等について、現地確認と土地所有者に対し後日、口頭指導を行うことを伝える。</p> <p>【対応状況】 ・何日だったかは記憶にないが、現地に2名(天竜区まちづくり課の [REDACTED] だったと記憶している)で出向き、現場を確認した民有地に残土捨場の看板を掲げ土を搬入していた。その時点では土量もそれほど多いとは感じられなかったことから、これ以上、土砂の搬入を続けると条例違反になるのでやめるよう指導し地主も承知した(天竜土木管理グループ [REDACTED] まで共有) ・・・資料11 C-1</p>	2
H26.11.5 ① 建築廃材等の搬入 ([1]不法投棄に係る情報の続報)							
	<p>【対応者】 [REDACTED]</p> <p>【対応内容】 ・ [REDACTED] により、現場の状況を再度確認</p> <p>【対応状況】 ・搬入業者 [REDACTED] に、産業廃棄物除去の行政指導 [REDACTED] まで共有)・・・資料11 A-2</p>						
H26.11.6 ① 建築廃材等の搬入 ([1]不法投棄に係る情報の続報)							
		<p>【対応者】 [REDACTED]</p> <p>【対応内容】 ・相談者 [REDACTED] へ連絡 ・産業廃棄物対策課 [REDACTED] が11月7日に搬入業者を呼んで注意することを連絡した。 [REDACTED] まで共有) ・・・資料11 B-2</p>					

年月日	産業廃棄物対策課(A)	天竜区まちづくり推進課(B)	天竜土木整備事務所(C)	北部都市整備事務所(D)	備考
H26.11.10 ① 建築廃材等の搬入 ([1]不法投棄に係る情報の続報)		<p>【対応者】 ● [REDACTED]</p> <p>【対応内容】 ・産業廃棄物対策課 [REDACTED] から本件に係る事業者との立会い後に報告を入れる旨の電話のメモを受ける・・・資料11 B-2</p>			
H26.11.14 ① 建築廃材等の搬入 ([1]不法投棄に係る情報の続報)	<p>【対応者】 ● [REDACTED]</p> <p>【対応内容】 ・搬入業者 [REDACTED] から報告書を受理</p> <p>【対応状況】 ・同日、報告書を受受、17日に課内供覧 [REDACTED] で共有 [REDACTED]</p> <p>・・・資料11A-2</p>				
H26.11.19 ① 建築廃材等の搬入 ([1]不法投棄に係る情報の続報)		<p>【対応者】 ● [REDACTED]</p> <p>【対応内容】 ・産業廃棄物対策課 [REDACTED] から搬入された産廃を11月中に撤去させる旨の電話を受電する・・・資料11 B-2</p>			

年月日	産業廃棄物対策課(A)	天竜区まちづくり推進課(B)	天竜土木整備事務所(C)	北部都市整備事務所(D)	備考
H26.11.28 ① 建築廃材等の搬入 ([1]不法投棄に係る情報の続報)	<p>【対応者】 [REDACTED]</p> <p>【対応内容】 ・原状回復状況(産廃撤去)を現場確認</p> <p>【対応状況】 ・産廃撤去の進捗状況を確認 [REDACTED]まで共有 [REDACTED]</p> <p>・・・資料11 A-2</p>				
H26.12.22 ① 建築廃材等の搬入 ([1]不法投棄に係る情報の続報)	<p>【対応者】 [REDACTED]</p> <p>【対応内容】 ・原状回復状況(産廃撤去)を現場確認</p> <p>【対応状況】 ・産廃が撤去されたことを確認 ・確認時に現場付近の畑に [REDACTED] [REDACTED]が居たため、その後の状況を確認したところ、新たな搬入(廃棄)はされていないとのこと [REDACTED]まで共有 [REDACTED]</p> <p>・・・資料11 A-2</p>				
H26.12.26 ① 建築廃材等の搬入 ([1]不法投棄に係る情報の続報)	<p>【対応者】 [REDACTED]</p> <p>【対応内容】 [REDACTED]が来庁、完了報告書を提出</p> <p>【対応状況】 ・完了報告書(撤去写真・契約書・請求書・領収書)を受け、本件は完了扱いとした [REDACTED]まで共有 [REDACTED]</p> <p>・・・資料11 A-2</p>				
H27.3.9 [2]土砂の搬入に係る情報	<p>【対応者】 [REDACTED]</p> <p>【対応状況】 ・パトロール中、当該地において「残土捨場」なる看板を発見。 [REDACTED]まで共有)・・・資料11 A-3</p>				



年月日	産業廃棄物対策課(A)	天竜区まちづくり推進課(B)	天竜土木整備事務所(C)	北部都市整備事務所(D)	備考
H27.3.18 [2]土砂の搬入に係る情報(続報)	1	3	2		
	<p>【対応者】 [Redacted]</p> <p>【対応内容】 ・3月9日発見の看板について、天竜土木整備事務所に情報提供(電話対応 [Redacted] →現場確認し指導するとの回答を得た。 [Redacted] まで共有)・・・資料11 A-3</p>	<p>【対応者】 [Redacted]</p> <p>【対応内容】 ・天竜土木整備事務所 [Redacted] から、土地所有者に対する指導状況の報告(電話)あり</p> <p>【対応状況】 ・土地所有者のところに向き、指導した ・これ以上、土砂を入れると条例を適用し、厳しい指導を行う →これ以上搬入しない ・そのままにしておく勝手にゴミ等を搬入される →立入禁止とする ・土砂捨て場の看板を撤去しないと条例違反になる →看板は撤去した</p> <p>※今の状態であれば、多少の豪雨でも崩れる危険性は低い(土木の見解) [Redacted] 対応、[Redacted] まで共有) ・・・資料11 B-3</p>	<p>【情報提供者】 ・不明 職員から聞き取り</p> <p>【相談、通報内容】 引き続き土砂が搬入されているとの情報が入る ・・・資料11 C-1</p> <p>【対応者】 [Redacted] と天竜土木整備事務所の職員(誰かは記憶にない)2名で対応</p> <p>【対応内容】 以前、指導した当該民有地に未だに土砂が搬入されているということで地主立会いで現地確認を行い口頭での指導に対し地主も了承した ・その後、天竜区まちづくり推進課 [Redacted] に、土地所有者に対する指導状況を報告した</p> <p>【対応状況】 ・看板がそのまま立入も自由にできるため、これ以上、土砂を入れると静岡県土採取等規制条例に基づく厳しい指導になる。場合によっては、適切な施設の設置などが必要になり、高額な費用がかかることもあり得るので絶対にやめるよう注意警告した ・看板も必ず撤去するよう当該地主に対し、口頭指導した (天竜土木管理グループ [Redacted] まで共有) ・・・資料11 C-1</p>		
H29.11.15 ② 土砂の隣地越境(1件目の通報)					
				<p>【通報者】 [Redacted]</p> <p>【相談内容】 ・隣地の土砂処分場の土砂が、自己敷地に越境している ・土地所有者及び事業者には伝えているが、行政指導はできないか ・・・資料11 D-2</p> <p>【対応者】 [Redacted]</p> <p>職員から聞き取り</p> <p>【対応内容】 ・現場を確認のうえ回答することを伝えた(担当者として処理)</p>	

年月日	産業廃棄物対策課(A)	天竜区まちづくり推進課(B)	天竜土木整備事務所(C)	北部都市整備事務所(D)	備考
H29.11.21 ② 土砂の隣地越境(1件目の通報)				<p>【対応者】 [redacted]</p> <p>職員から聞き取り</p> <p>【対応内容】 ・現場にて、土砂の状況を確認した ・敷地境界が不明確であった(建築行政グループ [redacted] まで共有) ・・・資料11 D-2</p>	
H29.11.28 ② 土砂の隣地越境(1件目の通報)				<p>【対応者】 [redacted]</p> <p>職員から聞き取り</p> <p>【対応内容】 現場確認を踏まえ、相談者 [redacted] に、電話にて以下のとおり回答</p> <p>【回答内容】 ・敷地境界が不明確であり、越境の判断が困難 ・建築協定にも抵触せず、民事的な問題となるため、越境については市では対応できない [redacted] まで共有)・・・資料11 D-2</p>	
H30.2.9 ② 土砂の隣地越境(2件目の通報)				<p>【通報者】 [redacted] (電話)</p> <p>【相談内容】 ・隣地の土砂処分場の土砂が [redacted] に越境している ・コンクリートガラが混入しているようであり、不法投棄にならないか・・・資料11 D-2</p> <p>【対応者】 [redacted]</p> <p>【回答内容】 ・越境については民事的な内容であるため、くらしのセンターを紹介 ・コンクリートガラの投棄については、産廃処理の違法性も考えられるため、産廃対策課を案内した(議事録にて [redacted] まで共有) ・・・資料11 D-2</p>	くらしのセンターへの連絡の有無は、当時の記録が無いため不明

年月日	産業廃棄物対策課(A)	天竜区まちづくり推進課(B)	天竜土木整備事務所(C)	北部都市整備事務所(D)	備考
R3.12.23または24 ③ 土砂搬入箇所の安全性			<p>【相談者】 ■■■■ 緑恵台自治会長(来庁(対面))</p> <p>職員から聞き取り</p> <p>【相談内容】 ・団地内で土砂の搬入がされていることについて、最近では搬入されていないようだが、一度確認してほしい ・地主はわかるが、■■■■のため、■■■■に市の方に連絡してもらえるように伝える ・・・資料11 C-1</p>		
			<p>【対応者】 ■■■■</p> <p>【対応内容】 ・現地を確認しても安全判断は難しいので、静岡県土採取等規制条例に明確に該当することが確認できれば、規制することは可能である旨を説明した (天竜土木管理グループ ■■■■ まで共有) ・・・資料11 C-1</p>		
R4.1.21 ③の続報(盛り土箇所の土地所有者の親族から相談)			<p>【相談者】 ■■■■ (電話)</p> <p>職員から聞き取り</p> <p>【相談内容】 ・■■■■土地で土砂の搬入がされていたことについて、■■■■緑恵台自治会長から天竜土木整備事務所へ連絡するようと言われたので連絡した ・・・資料11 C-1</p>		
			<p>【対応者】 ■■■■</p> <p>【対応内容】 ・土砂を搬入している場合、面積が1,000㎡以上かつ土量が2,000㎡以上である場合、静岡県土採取等規制条例が適用となり届出が必要になる旨の説明した ・土量を計るのは難しいから、面積なら業者等に頼めば計測できると思い、計測するよう依頼した ・計測して1,000㎡を超えているなら届出が必要になるので連絡をくれるように念押しした併せて、「今以上の土砂搬入はしない」「入口の進入路には入れないようにする」「路面水が埋め土部分に流入しないように対処する」などの口頭指導を行った ・その後、■■■■から連絡がなかったため、現場確認などの対応は行わなかった (天竜土木管理グループ ■■■■ まで共有) ・・・資料11 C-1</p>	<p>「面積が1,000㎡以上かつ土量2,000㎡以上である場合」と記載がありますが、誤記載であり、報告書参考資料では「面積が1,000㎡以上又は土量2,000㎡以上である場合」に修正しています。</p>	